

9. 相談窓口

part1 妊娠・出産を
お考えの方へ

part2 赤ちゃんが
できたら

part3 赤ちゃんが
生まれたら

part4 子どもを
預けたい

part5 お出かけしたい・
交流したい

part6 障がいのある
子どものサポート

part7 ひとり親家庭の
サポート

part8 小学生以上の
子どものサポート

part9 相談窓口

こども家庭センター

各区こども家庭センター（健康課、地域保健福祉課、子育て支援課）において、すべての妊産婦、子ども、子育て家庭からの相談に応じ、必要なサポートを行います。

母子保健相談

各区保健福祉センターでは、子どもの健やかな成長とお母さんのサポートのために、保健師・助産師・栄養士・看護師などが相談に応じたり、お母さんと子どものための事業を行っています。また、各区健康課の母子保健相談員（助産師または保健師）が、母子健康手帳交付時に妊娠や出産に関する相談を受け、子育て施策の情報提供等を行います。

●各区保健福祉センターが行っているお母さんと子どものための事業

健康課	母子健康手帳交付、マタニティスクール（個別相談）、乳幼児健康診査、離乳食教室、予防接種、母子訪問指導、子どもの医療費助成制度（養育、育成、小児慢性特定疾病等の医療給付） など
地域保健福祉課	母子訪問指導、母子巡回健康相談、地域での育児講座 など



各区 健康課、地域保健福祉課……………145ページ

母子訪問指導

妊産婦、新生児、乳幼児に対して各区の保健福祉センターから、助産師、保健師がご家庭に訪問し、健康や発育のチェック、育児相談などを行います。

対象となる方

福岡市に居住する妊産婦、新生児、乳幼児

利用料金

無 料

必要な手続き

お子さんが生まれたら、母子健康手帳にとじこみの出生連絡票を提出してください。福岡市以外の母子健康手帳をお持ちの方は、各区健康課までご連絡ください。



各区 健康課……………145ページ

子育て支援コンシェルジュ



part1
妊娠・出産を
お考えの方へ

part2
赤ちゃんが
できた方へ

part3
赤ちゃんが
生まれた方へ

part4
子どもを
預けたい方へ

part5
お出かけしたい
交流したい方へ

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

各区の子育て支援課や、一部の子どもプラザで専門の相談員（子育て支援コンシェルジュ）が相談を受け、それぞれのニーズに合った教育・保育サービス等（保育所、幼稚園の預かり保育等）について情報提供や助言を行います。

利用日・利用時間 区・子どもプラザによって異なるため、お問い合わせください。



各区 子育て支援課 こども家庭福祉係……………145ページ
子どもプラザ……………81ページ

家庭児童相談室



市民の皆様にとって身近なところで、いつでも、子どもに関する相談を受け付けるとともに、児童虐待、DV被害やひとり親家庭等について相談に応じ支援するため、各区子育て支援課に「家庭児童相談室」を設けています。

対象となる方

乳児から概ね18歳までの子ども及びその保護者など

主な相談

- 子育て全般に関する相談
- 児童虐待に関する相談
- DVなど家庭の問題に関する相談
- ひとり親家庭の自立支援に関する相談

利用日

月曜から金曜まで（祝日・12/29～1/3を除く）

利用時間 9:00～17:00



各区 子育て支援課「家庭児童相談室」
東 区……………TEL092-645-1072
博多区……………TEL092-419-1084
中央区……………TEL092-718-1104
南 区……………TEL092-559-5124
城南区……………TEL092-833-4104
早良区……………TEL092-833-4357
西 区……………TEL092-895-7069

親子のための相談LINE

LINEの機能を利用して、子どもやその保護者などから、子育てに対する不安や家族関係の悩みなどの相談をお受けしています。匿名（LINE上の登録名とアイコン画像のみ）で相談できます。

対象となる市民

福岡市内在住の子どもとその保護者など

利用時間

午前10時から午後8時まで

※年末年始（12/29～1/3）は相談をご利用いただけません。

利用方法

- ①LINE公式アカウント「親子のための相談LINE こども家庭庁」を友だち追加。
- ②トーク画面の「チャットで相談する」ボタンをタッチ。
- ③トーク画面に表示される案内にしたがって、お住いの都道府県・市区町村を登録。
- ④表示されたURLをタッチ（専用の相談画面が表示されます）。
- ⑤利用者情報を入力。
- ⑥相談開始。

（親子のための相談 LINE こども家庭庁）



こども総合相談センター(えがお館)

こども総合相談センター(えがお館)は子どもや保護者等を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

えがお館では、次のような相談をお受けします。

- 赤ちゃんの育児(授乳・食事・排泄・睡眠など)に関する相談
- 子どもの発育や発達などについての相談
- 自分の子どもがかわいく思えないなどについての相談
- 子どもとの関わり方についての相談
- 子どもの行動(家出、家庭内暴力、万引き、家のお金の持ち出しなど)についての相談
- 保護者の病気や死亡などの理由により、家庭で子どもの養育が困難なときの相談
- 子どもの心身に障がいがある場合の発達や障がい児入所施設への入所に関する相談
- 療育手帳、特別児童扶養手当の判定に関する相談
- 子ども自身の身体の悩みや性の悩み(性被害含む)についての相談
- 里親になりたいなどの里親制度に関する相談
- ひきこもりがちな子どもに関する相談
- 不登校に関する相談
- いじめなどの学校生活についての相談
- 近所の子どもが虐待を受けているなど養育環境が心配な家庭についての相談



えがお館

対象となる方 子どもやその家族や関係者など

必要な手続き・利用時間

まずは、電話でご相談ください。

電話相談：専門の相談員が電話で相談をお受けします。

相談電話(24時間対応) … TEL092-833-3000 ※年中無休(年末年始除く)

女の子専用相談電話(午前9時～午後5時) … TEL092-833-3001 ※年中無休(年末年始除く)

面接相談：児童福祉司、児童心理司等が相談をお受けします。

原則として予約が必要です。まずはお電話(092-833-3000)でご相談下さい。

面接時間は月～金曜日の午前9時から午後5時までです。

(祝日・年末年始を除く)

休館日

土曜・日曜祝日及び年末年始(電話相談を除く)



えがお館HP

児童心理治療施設



家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が難しくなった児童を、短期間、入所又は通所により、必要な心理に関する治療及び生活指導を主に行い、あわせて退所した児童について相談その他の援助を行います。こども総合相談センター（えがお館内）にあります。

詳しくは、こども総合相談センター（えがお館）⇒ P.138

児童家庭支援センター

育児不安、発達や障がいに関する心配などの家庭からの子育てに関する相談を、臨床心理士などの資格を持つ相談員がお受けします。面談による相談となりますので、事前予約が必要です。

対象となる方 0歳から20歳までの子どもやその家族と関係者など

主な相談

育児不安、発達や障がいに関する心配、不安、眠れないなどの心の問題、食行動の問題、親子関係や友人関係の問題など

利用料金 無料

必要な手続き 下記のいずれかの施設へ電話予約してください。

●SOS子どもの村

場 所 中央区赤坂1-3-14
予約電話 092-737-8656（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日・・・午後5時から午後8時まで
 土・日曜・祝日・・・午前10時から午後5時まで
 ※毎週水曜、年末年始は休業

●はぐはぐ

場 所 南区長住3-2-6
予約電話 092-408-1985（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日・・・午後5時から午後8時まで
 土・日曜・祝日・・・午前10時から午後5時まで
 ※毎週火曜、年末年始は休業

●ちあふる

場 所 東区筥松2-27-33
予約電話 092-612-2020（対応時間は利用時間と同じ）
利用時間 平日・・・午後5時から午後8時まで
 土・日曜・祝日・・・午前10時から午後5時まで
 ※毎週木曜、年末年始は休業



市HP

ユースサポートhub(市若者総合相談センター)

若者とその家族が抱える様々な悩みや不安（不登校、ひきこもり、就職不安、生活困窮、発達障がい、非行等）について相談をお受けします。

対象となる方

概ね15歳～39歳までの方とその家族など

相談できる内容

- 例）・学校（高校や大学など）に行けなくて将来が不安
・仕事が決まらない、続かない
・人間関係で悩んでいる
・居場所がなくて寂しい、孤独を感じる など

受付日時

火～土曜 10:00～18:00

※日・月曜、祝日、年末年始は休業

利用料金

無料

相談の流れ

①予約（電話/Webサイト）

下記問合先の電話またはWebサイトからご予約ください。

②相談

専門の資格を持つ相談員が、面談・電話またはオンラインで相談に応じます。

※面談は、個別ブースで周囲を気にせずに相談できます。

③サポート

情報提供のほか、行政機関・民間団体と連携し、サポート方法を一緒に考えます。

若者のフリースペースhub

若者たちが安心して過ごせる居場所を開設しています。

【開設日・時間】 毎週土曜 13時から17時

【場所】 中央区舞鶴1-4-13 市舞鶴庁舎5階（ユースサポートhub横）

【利用方法】 申込不要、無料。自由に出入りできます。



ユースサポートhub（市若者総合相談センター）
TEL092-401-0318
中央区舞鶴1-4-13 市舞鶴庁舎5階





生活自立支援センター

福岡市生活自立支援センターは、生活や仕事にお困りの方を対象に支援を行う無料相談窓口です。

生活自立支援センターでは、次のような相談をお受けします。

- ・子育てに不安がある
 - ・入学準備のお金がない、校納金が支払えない
 - ・家賃を滞納している
 - ・仕事が見つからない
 - ・借金をどうしたらいいかわからない
 - ・お金の管理が苦手
- まずは、お電話でご相談ください。

対象となる方

福岡市内にお住まいの方（生活保護受給中の方は除く）

利用時間

平日9:00～17:00

休館日

土・日曜・祝日 及び年末年始（12/29～1/3）

ホームページ

<https://jiritsu-support.fukuoka.jp/>



福岡市生活自立支援センター（フリーダイヤル）・・・TEL0120-17-3456
（092 地域以外からおかけの際は）……………TEL092-732-1188

民生委員・児童委員



part1
妊娠・出産を
お考えの方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポ
ート

part7
ひとり親家
庭のサポ
ート

part8
小学生以上
の子ども
のサポ
ート

part9
相談窓
口

民生委員・児童委員はこんな活動をしています。

地域住民から社会福祉に関わる相談に応じ、さまざまな支援を行っています。

地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指しています。

1.住民の見守り活動

ひとり暮らしの高齢者、障がいのある人への声かけや安否確認などの見守り活動を行っています。

2.住民の相談役

高齢者、障がい者、生活に困っている人などの、福祉、保健、子育て、子どもの問題、医療などさまざまな相談に応じています。

3.住民への情報提供

福祉制度の内容や利用方法などを住民にお知らせします。また、住民が必要な福祉サービスを受けられるように行政機関や福祉関係団体などへ橋渡しをします。

4.地域・行政の事業への協力

子育て安心サポート事業や健康づくり等事業への参加勧奨などを行っています。

小さな声だから 大切に



民生委員・児童委員は、地域社会の中で相談や支援を行います。

○地域ごとに担当の民生委員・児童委員がいます。

民生委員・児童委員は地域ごとに配置され、活動を行っています。福岡市では総数2千人を超える民生委員・児童委員が活動しています。

○民生委員・児童委員は安心して相談できるボランティアです。

民生委員は、「民生委員法」によって設置が定められています。またすべての民生委員は、「児童福祉法」によって、児童委員も兼ねています。民生委員・児童委員の中には児童福祉を専門に担当し、活動する「主任児童委員」がいます。いずれも任期は3年間です。

○秘密は守られます。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密が他に漏れることはありません。

民生委員・児童委員は、あなたの立場になって、一緒に考えます。



各区 地域保健福祉課 企画推進係……………145ページ

part1
お妊娠・出産を
考える方へ

精神保健福祉センター



市民の方の自殺予防や自殺対策の推進に取り組んでいます。

【専門電話相談】092-737-1275

死にたいと考えるほど悩んでいるご本人やそのご家族、支援者、大切な方を亡くされた方（自死遺族）などからのご相談に応じています。

保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等がお話をうかがいます。

ひとりで悩まずにお電話ください。

part2
赤ちゃんが
できたら

対象となる方 福岡市内にお住まいの方

利用時間 平日10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

part3
赤ちゃんが
生まれたら



詳細はホームページをご覧ください

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

ヤングケアラー相談窓口



家族の介護や世話などにより不安や負担を感じている当事者の子どもやその家族、支援機関などからヤングケアラー・コーディネーターが相談を受け付けます。必要に応じて、ヘルパー派遣などの検討を行います。

part6
障がいのある
子どものサポート

「ヤングケアラー」とは

本来、大人が担うような家族の介護や世話などを日常的に行っている子どもとされています。

例 年下のきょうだいの世話、障がい・病気・精神疾患がある家族への介護など

part7
ひとり親家庭の
サポート

対象となる方 福岡市内に居住するおおむね18歳未満の児童やその家族、関係者など

利用料金 無料

利用時間 平日午前10時から午後6時まで

土曜午前10時から午後5時まで

※水・日曜、祝日は休業

必要な手続き

福岡市ヤングケアラー相談窓口まで、まずはお気軽にご相談ください。

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口



福岡市ヤングケアラー相談窓口…………… TEL092-982-0073